

平成 2 5 年 第 1 回  
箕面市教育委員会臨時会会議録

箕面市教育委員会

平成25年第1回  
箕面市教育委員会臨時会会議録

1. 日 時 平成25年2月26日(火) 午後3時

1. 場 所 箕面市役所 本館3階 委員会室

1. 出席委員 委 員 長 小 川 修 一 君  
委員長職務代理者 白 石 裕 君  
委員(教育長) 森 田 雅 彦 君

1. 付議案件説明者

教 育 次 長 中 井 勝 次 君  
教 育 推 進 部 長 大 橋 修 二 君  
教育推進部学校改革監  
兼 次 長 若 狭 周 二 君  
(学校教育・教職員・教育センター担当)

子 ども 部 長 木 村 均 君  
生 涯 学 習 部 長 稲 野 公 一 君  
教 育 推 進 部 次 長  
(教育政策・学校給食担当)  
兼教育推進部専任副理事  
(教育企画調整担当)  
兼 学 校 教 育 課 長 稲 田 滋 君

子 ども 部 次 長 渡 辺 泰 敏 君  
(子ども政策・幼児育成担当)

子 ども 部 次 長 細 川 美 智 代 君  
(子ども支援・子ども家庭相談担当)

教 育 政 策 課 長 井 口 直 子 君

学 校 管 理 課 長 山 口 朗 君

教 職 員 課 長 北 村 清 君

1. 出席事務局職員

学校教育課担当主査  
兼教育政策課担当主査  
兼教育推進部担当主査  
(教育施策推進担当)  
教 育 政 策 課

森 貴 美 君

松 尾 真 恵 君

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市教育委員会の委員の定数を定める条例制定議案及び箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正議案に対する意見提出の件
- 日程第 3 箕面市立学校管理運営規則改正の件
- 日程第 4 箕面市教育委員会事務局職員の勤務時間等に関する規則改正の件
- 日程第 5 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 6 箕面市教育委員会所管に係る平成24年度箕面市一般会計補正予算（第11号及び第12号）の件
- 日程第 7 箕面市教育委員会所管に係る平成25年度箕面市一般会計当初予算の件
- 日程第 8 箕面市教育委員会所管に係る平成25年度箕面市一般会計補正予算（第1号）の件

(午後3時開会)

○委員長（小川修一君）：ただ今から、平成25年第1回箕面市教育委員会臨時会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○委員長（小川修一君）：ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は3名で、本委員会は成立しました。

○委員長（小川修一君）：それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において森田委員を指定します。

○委員長（小川修一君）：次に日程第2、議案第4号「箕面市教育委員会の委員の定数を定める条例制定議案及び箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正議案に対する意見提出の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

○教育政策課長（井口直子君）：本件は、箕面市教育委員会の委員の定数を定める条例の制定議案及び箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見聴取があったことに伴い、意見を提出するため、提案するものです。

○委員長（小川修一君）：教育委員会委員の公募について、市長から提示さ

れたのは以前のことですが、私ども教育委員会委員としてこの件に関するどのような展開になるのか、その意義に関してなど、意見交換をしたのですが、この案件について検討したいと思います。ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（白石裕君）： 委員長からご説明があったとおり、公募制になることについて、我々論議をして、その方向性は教育委員会委員のなかで了解しました。ただ、公募制には賛成なのですが、今後注意していただきたい点がありますので、それをお伝えしておく必要があるだろうと思います。それは、教育委員会は行政委員会です。行政委員会は単なる民主制だけでなく、専門性も当然問われてきます。公募委員が専門性を高めていただける努力をしていただけたとは思っていますが、教育に関しての指揮権に関しての専門性を十分発揮していただきたいと思います。それが私自身が危惧しているところで、教育委員会のなかでかなり論議させていただいた点です。その意味では、新しい教育委員会委員の努力は当然ですが、専門性の観点からも十分事務局がサポートをしていただきたいと希望とします。さて、この条例について、2点質問します。一つは、教育委員会委員が6名になるとのことですが、従来の教育委員会委員も5名でしたし、極端ですが、最高裁判所裁判官は15名という奇数となり、多数決で決めています。6名の場合は、いったい誰が決めるのかという問題があります。これは、かなりきちんと書いておかないといけないと思います。もちろん最終的には、議長である委員長が決めることとなりますが、委員長も当事者の一人となりますので、「6」という数についてどの程度きっちりした根拠をもって決めているのかを確認しておきたいです。もう一つは、「市長が認めた時に一を足すことができる」という条例としては特異な書き方をしています。私は、基本的には条例は議会が決めるものだと思いますが、それはともかくとして「一」という数字についてどのような根拠に基づいて出しているのか。非常に珍しい書き方ではないかと思いますが、賛成するに当たってお尋ねしたいと思います。

○教育推進部長（大橋修二君）： 6名の定数根拠について、採決を取った場合に、同数になった際どうするのかとのことですが、大前提は、教育委員会会議については、合議制の会議であることです。そのなかで、多数決で決する案件は稀なものが特定されて、法律で規定されています。最高裁判所裁判官や議会の議員のように決をとるのではなく、合議であることが根拠の一つです。決を採るものもあるのですが、その際には、最終的に可否同数の場合は、議長である委員長が採決を諮ることが法的にも規定されています。定数条例を定めている都道府県、市町村の状況もふまえますと、基本的に地方教育行政の組織及び運営に関する法律のなかでは5名を定員となっておりますが、定めている市町村は圧倒的に6名というところが多い状況です。今回、

箕面市においてもそのようなことを参考にしながら6名という定員を決めたところですが、また、この条例案のなかで「法に規定する委員の数に一を加えた数をもって定数とする」と規定されていますが、この「一」については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で定数は5名と決められており、それに1名を加えることで、6名を上限として定数を定めたものです。ちなみに、法律が改正された際に、この「一」についてどうするかはその時の議論が出てこようかと思いますが、現在は、現行法に即したなかで定数をどのようにできるかを規定していると思っています。

○委員長（小川修一君）： 制度の変更のなかで新たな委員会の任用が円滑に前進する形で執り行われるのは、私ども委員も願うところですし、この改正が箕面の教育全般にわたって一歩でも進められることを切に願うところです。それは、我々委員だけでなく、事務局も含めて願うところだと思っています。

○委員（白石裕君）： 教育委員会制度が非常に形骸化しているという批判がずっと続いてきました。ですから、教育委員会制度を何とか変えないといけません。形骸化している一番の理由とされたのが、教育委員会委員が事務局の用意した案をそのまま受け取って、それを決しているということでした。少なくとも我々教育委員会委員はそのようなことのないように努めてきました。我々委員が、事務局が用意されたものに対しても、随分お尋ねしたり、問題提起したりしました。しかし、依然としてそのような批判がありますので、新しい教育委員会委員になられたら、同じような批判を受けないように進めていただきたいので要望として申し上げておきます。

○委員長（小川修一君）： 他にないようですので、議案第4号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（小川修一君）： 次に日程第3、議案第5号「箕面市立学校管理運営規則改正の件」及び日程第4、議案第6号「箕面市教育委員会事務局職員の勤務時間等に関する規則改正の件」は関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教職員課長に求めます。

○教職員課長（北村清君）： 本件は、平成25年3月1日付けで箕面市立学校に行政職事務職員を配置することに伴い、「箕面市立学校管理運営規則」及び「箕面市教育委員会事務局職員の勤務時間等に関する規則」の一部を改正

する必要が生じたので、提案するものです。

- 委員長（小川修一君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（白石裕君）：今回の案のなかに「上司の指揮を受け」とありますが、この場合の上司は誰になりますか。
- 教職員課長（北村清君）：管理職ですので、校長、副校長、教頭となります。
- 委員長（小川修一君）：他にないようですので、報告第5号及び報告第6号を採決します。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。（“異議なし”の声あり）
- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 委員長（小川修一君）：次に日程第5、議案第7号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。
- 教育政策課長（井口直子君）：議案のご説明の前に議案書の発令内容ですが、教育委員会発令を訂正するとともに、教育推進部長発令を追加いたします。これをふまえて、議案第7号については、11月15日をもって行政職員を学校管理職として配置したことに続き、教育施策の推進、また、学校運営の効率化を図ること等を目的として、3月1日付けをもって萱野小学校及び南小学校に行政職員を事務職員として配置するため、発令する必要が生じたので、提案するものです。
- 委員長（小川修一君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（白石裕君）：先ほどの案件の際にご質問すべきだったのですが、今まで学校の事務はそれなりに動いていましたが、今のご説明だったら効率性との説明でしたが、その意味で課長補佐や担当主査を置くのでしょうか。
- 教育推進部長（大橋修二君）：今回の行政の事務職員を学校に配置することについてですが、今回配置する職員については、市費の職員となります。学校においては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律上、学校事務職を学校の規模に応じて1名もしくは2名置かなければならないとなっておりますので、先ほどの発令のご説明にあった2校については、府費の学校事務職員はそのまま配置されます。そこに市費の事務職員が配置されることとなります。では、どのような役割を持つのかということについては、先の11月15日に配置した副校長、教頭に加えて、3月1日に2名を配置するに当たっては、その際にご説明したとおり学校と教育委員会事務局の障壁をなくし、お互いに意思疎通、情報共有を図ったうえで、いろいろな学校の教育課題の解決に向けて企画・立案をしていくことが一番の理由です。今回の3月1日付けの発令で事務職員が配置されることについて

ては、学校の事務をするのは、学校の事務職がおりますので、支援しながらも、基本的にこの者は、学校のなかのいろいろな課題、例えば、学校事務でいえば、各学校でそれぞれ取り組んでおられるところで、違いがあったりしますので、基本的なスタンダードルールをどのようにしていくのかということも基に各学校の特色を發揮できるような仕組み作りであったり、学校事務職、教員、教頭、校長という組織のなかでいろいろな役割分担をしておりますが、役割分担のなかで効率化が図れて、より子どもに向き合える環境作りができるのかどうかなどを2校で検証し、2校の比較をし、全市的にも広げていくことを考えております。ですので、政策的なところ、企画立案的なところを副校長とともに担っていただく役割で配置されます。今後、4月1日以降は現副校長が校長に、教頭として登用されている職員が副校長となりますので、校長、副校長、学校の教頭の指揮命令の下、市費で配置する事務職員についても活躍いただきたいと考えております。

○委員（白石裕君）：学校の組織は簡単なようですが、副校長が入って、事務職員が入ってくると、組織がどうなるのかと単純に疑問を持ちます。ですから先ほど上司とはと聞いたのはそのようなことからです。私の理解でいうと、学校の組織は、効果的、効率的にするので、その意味では事務組織を強化しなければならないという意味で、プランニング、企画を期待されて、それがうまく回るように配置されていると理解したのですが、それで良いでしょうか。

○教育推進部長（大橋修二君）：はい。

○委員長（小川修一君）：2校に配置された副校長と教頭が、教育委員会事務局とのパイプ役であることがこの制度の眼目であったと思うのですが、具体的にはどのようなことがこの間なされてきましたか。

○教職員課長（北村清君）：教育委員会事務局と学校との共通理解を深めながら、学校支援をしていくことが基本的な考え方です。副校長、教頭の4名とは常に連携を取っており、昨日も今後どのような動きをしていこうかという話し合いを持ちました。来年度以降の学校運営の事務の効率化など、どういった課題を吸い上げてどのように解決していくかという話し合いは常に行っております。昨日、学校の教職員と話をする機会もあり、教職員の方から今回配置された行政職職員の今の動きについて、思っていたよりすごくフットワークが軽くて学校の教職員の話もしっかりと聞いてくれると、今の段階ではこのような評価を受けました。

○委員長（小川修一君）：当該校での評価を聞きましたが、この制度を他校も注視していると思います。他校の先生がたや管理職の職員などどのように受け止めておられるか、把握していますか。

○教育推進部長（大橋修二君）：教職員は、学校の違いがなかなか見えない

部分が多いので、評価は難しいのではと思っております。学校長、教頭については、当然、現在、副校長として赴任している職員については、校長会や校長会議へ、また、教頭として赴任しているものは教頭会へそれぞれ出席しております。そのなかで今までの事務局と校長先生がた、教頭先生がたという関係のなかでは見えてこなかったところが、双方を見ながらご意見を発信してもらっているところは、理解がより深まりつつあるのかと思っております。一方からしか見えていなかったところが、両面を見ながらその場での意見表明や方向指示をしてもらえるというところは、校長先生がた、教頭先生がたもご理解をいただき、評価をいただいているのではないかと考えています。

○委員長（小川修一君）：私がお聞きしたかったのは、2校に先進的な制度を取り入れてもらったのですが、現在の状況や将来的な展望について、他の学校にもこのような展開がされていて、それが学校運営のなかでどのように生かされているかを全校に敷衍し、効果をもたらしてくれることを委員会としては期待します。

○委員（白石裕君）：学校と教育委員会との関係は、従来は対立的な関係でした。対立ではないにしても、学校が教育委員会をある意味恐れ、教育委員会はある意味、権威をもって学校をなんとかするというところがあったと思うのです。今回の例は、みなさんの人柄もあろうかと思うのですが、うまくいっていると聞いていますので、それは非常に素晴らしいことだと思うのですが、ただ、気を付けてもらいたいのが、学校は教育をするところで、管理するところではありません。これは、声を強くして言いたいのですが、効率は良いのですが、ビジネスモデルで教育をやろうと思ってもうまくいかない部分がたくさんあると思うのです。教育というのは、いろいろな失敗を重ねながら、先生がたの自由な発想を基にして、いろいろな創造も出てくる。でも、ビジネスモデルとなって、すぐに効果をあげるようになると、学校は萎縮してきます。これは当たり前のことで、何度も言うことではないと思いますが、あくまでも学校は教育をする場なので、その意味での教育委員会のサポートの仕方も良い意味で進んでいますので、それをぜひ大事にして、「初心忘るべからず」で続けていてもらいたいと思います。

○教育次長（中井勝次君）：今日もいろいろとご意見をいただきましたし、11月15日から副校長、教頭として配置してするに至るまでも幾多の議論を重ねていただき、いろいろとご意見をいただきました。確かに今おっしゃられたとおり、教育委員会と学校、役割も立場も違うのかと思います。それが、共通の理解をすることが良いのですが、やはり立場の違いはどこまでいっても違うのかなと思います。ただ、白石委員がおっしゃられたとおり、学校は、教育をする場ですが、行政機関としての事務も持っています。そこをきちんとバックアップすることによって、本来の役割である教育にもっと

特化できるのではないかという一つの仮定も持っております。配置して3か月での評価は、先ほど申し上げたとおり、フットワークについて評価をいただいておりますが、違う組織から、違う経験を持った人間が来ていることも見ていただいております。また、配置された職員は、学校現場を徐々にわかってきているのが今の状況です。3か月経ってこんな効果です、と申し上げるところまでは到達しておりませんが、今後、違う経験をしてきた職員が、相互に交流することによって、お互いの役割がもう少し特化できるのではないかとということと、本来は、バックアップする教育委員会と、子どもたちの教育に特化してもらう学校という役割をさらに高めることができるのではないかと考えております。その点をとりあえず2校でいろいろな可能性を考えるために取り組んでいるところです。いろいろなご意見をこれからも頂戴したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（森田雅彦君）： 教育委員会は、学校の子どもたちの教育活動をいかにスムーズに進めるかとして、支援をすること、教育環境を整えることが大前提だと思うのです。そのようななかで今回、教育委員会委員は保護者を加えて、保護者の目線でできるだけ子どもたちや学校を見ていくことを強化します。また、行政職の管理職の配置については、事務局から学校現場、子どもたちのことが見えない部分がありますし、反対に学校もいろいろ教育課題を抱えており、学校だけでは前に進めない、変えていくことが難しい部分もありますので、新たな視点で学校や子どもたちのことを見ていきます。行政職の管理職は、2年後に事務局に戻り、学校や子どもたちの支援をしていきます。基本は、学校の教育活動、教員の指導力などにも関係してくると思いますが、今回配置された管理職の支援もそうですし、教育委員会委員もできるだけ学校に足を運んで、学校、子どもたち、教員の様子を見ていくことが大事だと思います。先日、秋田県由利本荘市の視察に行きました。たくさん学校がありますが、教育委員が週に2、3回、先生や子どもたちなど、学校の様子を見て、いろいろな教育施策を展開されています。本市でもそのようなことを大事にしながら、市長から提案のあった教育改革を進めていくことが大事だと思います。

○委員長（小川修一君）： この件に関して、我々も前向きに考えながら成果が上がるようにと切望しています。箕面市は、全国的にも先駆けていろいろなことに取り組んで、その成果も実績として挙げてきていますが、それは、旧来にとらわれないからです。その意味で、先端的にいろいろなことを試みてそこから成果を上げることが今後もありうることであり、この案件に上がっていることから考えれば、このことを出発点として教育の実績を積んでいく一つの手立てだと思っています。

○委員長（小川修一君）： 他にないようですので、議案第7号を採決します。

本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長(小川修一君) : 次に日程第6、議案第8号「箕面市教育委員会所管に係る平成24年度箕面市一般会計補正予算(第11号及び第12号)の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

○教育政策課長(井口直子君) : 本件は、平成24年度予算に計上している各事務事業経費について見直した結果、箕面市教育委員会所管に係る平成24年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要があるため、提案するものです。補正予算第11号については、年度末での契約差金や不用額等の減額が主となっております。補正予算第12号は国の緊急経済対策により措置された国の補助金等を活用し、実施しようとするものです。これらの事業の内の一部については、当初、平成25年度に予算措置する方向で進めており、次の案件である平成25年度当初予算にも予算計上している事業もあります。それ以外については、今後、国の事業採択状況をふまえ、平成24年度予算で執行するのか、平成25年度予算として執行するのかを見極め、今後の補正予算で調整する予定となっております。

○委員長(小川修一君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長(小川修一君) : ないようですので、議案第8号を採決します。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長(小川修一君) : 次に日程第7、報告第14号「箕面市教育委員会所管に係る平成25年度箕面市一般会計当初予算の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

○教育政策課長(井口直子君) : 本件は、平成25年度に予定している教育施策及び各種事務事業を実施するに当たり、平成25年度箕面市一般会計予算を箕面市長に要請する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。

○委員長(小川修一君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

- 委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第14号を採決します。  
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。  
（“異議なし”の声あり）
- 委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 委員長（小川修一君）： 次に日程第8、議案第9号「箕面市教育委員会所管に係る平成25年度箕面市一般会計補正予算（第1号）の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。
- 教育政策課長（井口直子君）： 本件は、箕面市教育委員会所管に係る平成25年度箕面市一般会計予算の編成について、市長に要請した後に、議案第4号でご議決いただいた「箕面市教育委員会の委員の定数を定める条例」の制定及び「箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正」の条例が上程されたことに伴い、箕面市教育委員会所管に係る平成25年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請するため、提案するものです。
- 委員長（小川修一君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員長（小川修一君）： ないようですので、議案第9号を採決します。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。  
（“異議なし”の声あり）
- 委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 委員長（小川修一君）： 以上をもちまして、本日の会議日程は、終了しました。
- 委員長（小川修一君）： 各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。
- 委員長（小川修一君）： ないようですので、他に、事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。
- 委員長（小川修一君）： ないようですので、本日の会議は、全て終了し、付議された案件、議案6件、報告1件は、すべて議了いたしました。
- 委員長（小川修一君）： これをもちまして、平成25年第1回箕面市教育委員会臨時会を閉会いたします。

（午後3時51分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名す

る。

箕面市教育委員会

委員長 小川修一

委員 森田雅彦